

11. スペイン

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

スペインの WEEE 国内法（勅令 208/2005）は、概ね EU 指令に準拠している。ただし、地方分権制度により各自治州に環境政策の実施権限が与えられているため、製造者登録の際はまず本社所在地の自治州（環境当局）での登録後に、国（産業観光商務省）での登記を行うことが義務付けられている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE の罰則規定は廃棄物法（法 10/1998、1998 年 5 月 12 日施行）および工業法（法 21/1992、1992 年 8 月 12 日施行）に準拠する。以下に各違反の罰金の目安を挙げるが、具体的な罰則の制定と適用は国ではなく自治州の権限となっているため、各自治州で運用が異なる可能性もある。

ごみ箱×マーク非表示の場合は、600 ユーロ～最高 30 万ユーロの罰金、製造者登録・報告義務違反については、軽微な違反の場合は最高 3,000 ユーロ、悪質な場合は最高 60 万ユーロの罰金が定められている。不法処理の場合は、環境や人体の健康に及ぼした影響に応じて 600 ユーロ～最高 120 万 2,000 ユーロの罰金、国外への許可無き WEEE 持ち出しには 600 ユーロ～最高 30 万ユーロの罰金が課される。なお、上記については、罰金以外に営業停止や工場閉鎖といった措置が適用されることもある。

b. RoHS 罰則規定

RoHS の罰則規定は廃棄物法（法 10/1998、1998 年 5 月 12 日施行）および工業法（法 21/1992、1992 年 8 月 12 日）に準拠する。以下に各違反の罰金の目安を挙げるが、具体的な罰則の制定と適用は国ではなく自治州の権限となっているため、各自治州で運用が異なる可能性もある。

特定有害 6 物質を制限以上使用した製品を製造、輸入、販売、輸送した場合、3,000 ユーロ～最高 60 万ユーロの罰金が課される。罰金以外に営業停止や工場閉鎖といった措置が適用されることもある。

c. WEEE 国内法違反の事例

まだ罰則規定の適用例は少ない。数少ない適用例としては、カタルーニャ州で07年、照明器具の回収・処理を行う民間コンソーシアム3団体が、州内の照明関連企業のうち300社が製造者登録を行っていないと告発した。同州の環境当局はこれを受けて08年、43件の罰則を適用した。罰金の金額はいずれのケースも600～6,000ユーロの間となっており、製造者登録を促し、「ただ乗り」を防止するための措置としての側面が強かった。

d. RoHS 国内法違反の事例

環境農村海洋省の担当者によると RoHS 国内法違反の事例については、取り締まりや罰則適用が税関ではなく自治州当局によって行われるため、詳細データがないが、現在のところ1件も確認されていないと思われるとのこと。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

税関当局によると、現在のところ RoHS 対応についての個別の検査確認は実施しておらず、今後 EU や環境農村海洋省との間で検査手順を確立していく必要があるとのこと（従って、検査期間やコスト等に関するデータは無し）。他方、環境農村海洋省の担当者によると、域外からの電気・電子製品の輸入については、税関では事実上 CE マークの貼付によって RoHS 遵守と理解、適合品とみなしている。ただし、国内では検査強化期間を不定期に設け、無作為にサンプルを取って分析検査（検査自体は保健社会政策省の消費総局が担当）を実施するほか、通報があれば随時検査を行うなどとして対処している。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

すべての製造者は、産業観光商務省の「電気・電子機器製造者の国家登記（Registro Nacional de Productores de Aparatos Eléctricos y Electrónicos）」に登録しなければならない。同登記は、「工業施設国家登記（REI – Registro de Establecimientos Industriales）」に付属しており、通称“REI-RAEE”と呼ばれる。

さらに前述の国レベルでの登録とは別に、製造者の本社所在地の自治州政府環境当局での登録も義務付けられている。その際、企業データおよび採用した回収処理システム（自社単独あるいは SIG(Sistema Integrado de Gestión)と呼ばれる民間コンソーシアム)について報告する。製造者登録手続きの流れは、まず自治州、その後国への登録となる。

REI-RAEE は、製造者からの販売データを四半期ごとに収集し、機種ごとの市場シェアを算出、製造者に公表する。この市場シェアは、2005年8月13日以前に上市し、一般家庭から生じた廃電気・電子機器（以下、WEEE）の処理コストを製造者間で分担するための基礎データとなる。製造者から収集した販売データは毎年、環境農村海洋省に通知され、WEEE 処理の実施状況を把握するデータとして保管される。

登録者

スペイン国内で自社商標製品を販売するすべての製造者は、国、自治州政府の両方に登録しなければならない。

ただし、

- ・ スペイン国内に本社を置かない製造者は、現地法人
- ・ 現地法人が存在しない場合、代理店（人）
- ・ 代理店（人）が存在しない場合、該当製品を輸入している輸入業者または販売業者が登録手続きを行わなくてはならない。

登録の種類

自治州への登録の際は、製造者が直接登録を行う。

これが受理された後の国への登録手続きでは、製造者が自社単独で回収処理システムを確立しているか、または民間コンソーシアム（SIG）に参加しているかで登録の種類が異なるので注意が必要。

- ・ 独自の処理システムを確立している場合：製造者が登録
- ・ SIGに参加している場合：一般的に SIG 事業主が登録

ただし、SIG に加入しつつも登録後の四半期毎のデータ報告は独自で行う場合、また製造者が個別に登録すると定めている SIG の場合は、各製造者が登録手続きを行う（通常は SIG 事業主がまとめて申請しているが、登録にあたって加入している SIG 事業主に確認する必要がある）。

a. 登録先

登録制度は 2006 年 1 月 1 日より開始。登録期限は特に設けられていないが、登録していない電気・電子機器の製造者は、直ちに登録をしなければならない。なお未登録の製造者に対する罰則は特に規定されていないものの、前出カタルーニャ州のように「ただ乗り」防止の観点から、罰金を課した事例もある。

<国家登記 (REI-RAEE) >

産業観光商務省・産業開発局・産業品質安全部 (Ministerio Industria, Turismo y Comercio, Dirección General de Desarrollo Industrial, Subdirección Gneral de Calidad y Seguridad Industrial)

(住所) Paseo de Csatellana, 160, Planta 10, 28071 Madrid

(電話) 91-349-4977

(FAX) 91-349-4300

(担当者) Ms. Teresa Charré

<自治州政府>

各自治州政府 (Comunidad de Autónoma) の環境当局 (Consejería de Medio Ambiente) 製造者の本社が所在する自治州政府の環境当局が登録先となる。登録先の連絡先は、各自治州政府に問い合わせのこと。

b. 登録方法

- REI-RAEE への登録

産業観光商務省ホームページよりオンライン (スペイン語のみ)、または、同サイトから申し込み用紙をプリントアウトし、下記登録機関に送付して登録することができる¹¹。

自社単独で回収処理システムを確立、または民間コンソーシアムに参加しているが個別に登録する登録者は”Formulario para el registro de empresas”、民間コンソーシアム事業主は”Formulario para el registro de SIG”の登録モデルを用いる。なお、登録の際は国内に居住する法定代理人が必要となる。

- 自治州政府・環境当局への登録

統一した登録フォームなどは作成されていないため、製造者または代理店が所在する自治州政府の環境当局に登録方法、必要事項について確認が必要となる。独自の処理システムを確立する製造者は、同処理システムの確立を保証する書類を届け出なければならぬので、注意が必要である。

- REI-RAEE へのデータ報告

製造者は四半期毎に、前四半期の販売データを REI-RAEE に報告しなければならない。

¹¹ <http://www.mityc.es/industria/RAEE/Paginas/inscripcionRegistro.aspx>

このデータは、産業観光商務省ホームページのよりオンラインで届け出が可能¹²。

以下スケジュールに従い報告されたデータをもとに、市場シェアが発表される。

図表 21 データ報告期限と市場シェア発表日

	報告期限	市場シェア発表
1～3月期のデータ	4月25日まで	4月30日
4～6月期のデータ	7月25日まで	7月31日
7～9月期のデータ	10月25日まで	10月31日
10～12月期のデータ	翌年の1月25日まで	1月31日

出所：各種資料を基にジェトロ作成

② 回収の仕組み

a. 一般家庭からの WEEE

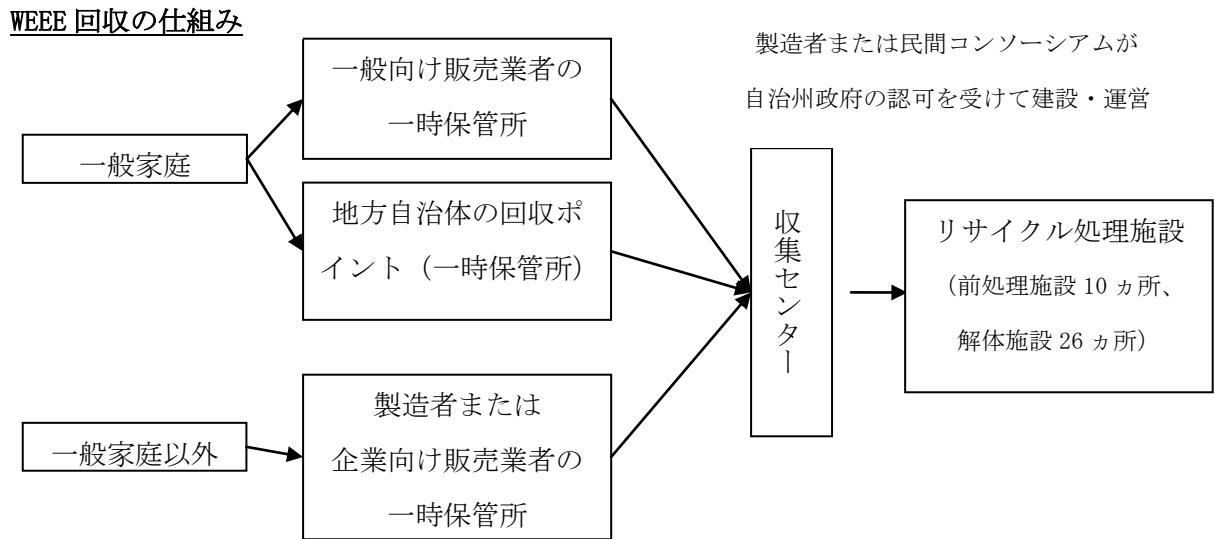
消費者は WEEE を地方自治体の回収ポイントに廃棄する。また、新製品買い換えの場合は販売業者に受け渡しが可能。地方自治体および販売業者は、消費者から受け取った WEEE を一時保管場所で保管、製造者はこれを回収し、収集センターやリサイクル処理施設に運搬する。

b. 一般家庭以外からの WEEE

製造者または企業向け販売業者が、WEEE の分別回収ならびにリサイクル処理施設への運搬を行う（地方自治体が「都市廃棄物」と分けた上で、無料回収することも可能）。

¹² <http://www.mityc.es/industria/RAEE/Conexion/Paginas/zonaUsuario.aspx>

図表 22 WEEE 回収の仕組み



出所：勅令 208/2005 を基に作成日本貿易振興機構（ジェトロ）作成

③ 域内で国境を超える場合の扱い

欧州理事会規則 259/93 (EEC) およびスペインの「廃棄物法 (法 10/1998)」の運搬に関する規定に準拠する。域内で国境を越える廃棄物 WEEE の輸送は可能だが、上記の欧州理事会規則および国内法規定に沿ってリサイクルが行われることを保証しなければならない。

- ・ 欧州理事会規則 259/93 (EEC)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31993R0259:EN:HTML>

- ・ 廃棄物法 (法 10/1998) : 西語

http://www.boe.es/aeboe/consultas/bases_datos/doc.php?id=BOE-A-1998-9478

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

現在、以下 9 つの民間コンソーシアム (SIG) がある。SIG は一般的に、事務機器、携帯電話メーカーなどの同業者間で設立された財団を母体として組織、運営されている。なお、自社単独で回収処理システムを確立しているのは、アンダルシア州の電子機器販売大手 1 社のみ。

図表 23 SIG 毎の回収カテゴリーと回収ポイント

SIG 名称	回収・処理対象機器のカテゴリー	回収ポイント
AMBILAMP	5	販売業者、自治体、一般家庭以外
ECOASIMELEC	1、2、3、4、6、7、8、9	販売業者、自治体
ECOFIMATICA	3	販売業者
ECOLEC	1、2、3、4、6、7、8、9、10	自治体、販売業者、直接回収
ECOLUM	5	販売業者、自治体、一般家庭以外
ECO-RAEE、一	1、2、3、4、5、6、8、9、10	販売業者、自治体
ECOTIC	1、2、3、4、6、7、8、9、10	自治体、販売業者
ERP	1、2、3、4、6、7、8、9、10	販売業者、自治体
TRAGAMOVIL	3	販売業者、自治体

出所：各種資料に基づきジェトロ作成

一般的に SIG への参加にあたっては、企業データ（業種や売上高など）や法定代理人などのデータを提出して契約を結び、加入料を支払う。加入後は四半期毎に上市した製品重量に応じたコストを支払う。なお、SIG 加入料の目安として ECOASIMELEC の例を挙げると、企業の年間売上高に応じて 600 ユーロ（売上高が 100 万ユーロ未満の場合）～6,000 ユーロ（同 600 万ユーロ超）程度となっている。また、四半期毎のコストは上市した製品 1 キロ当たり 0.03 ユーロ（携帯電話）～0.30 ユーロ（冷凍・冷蔵庫）程度。

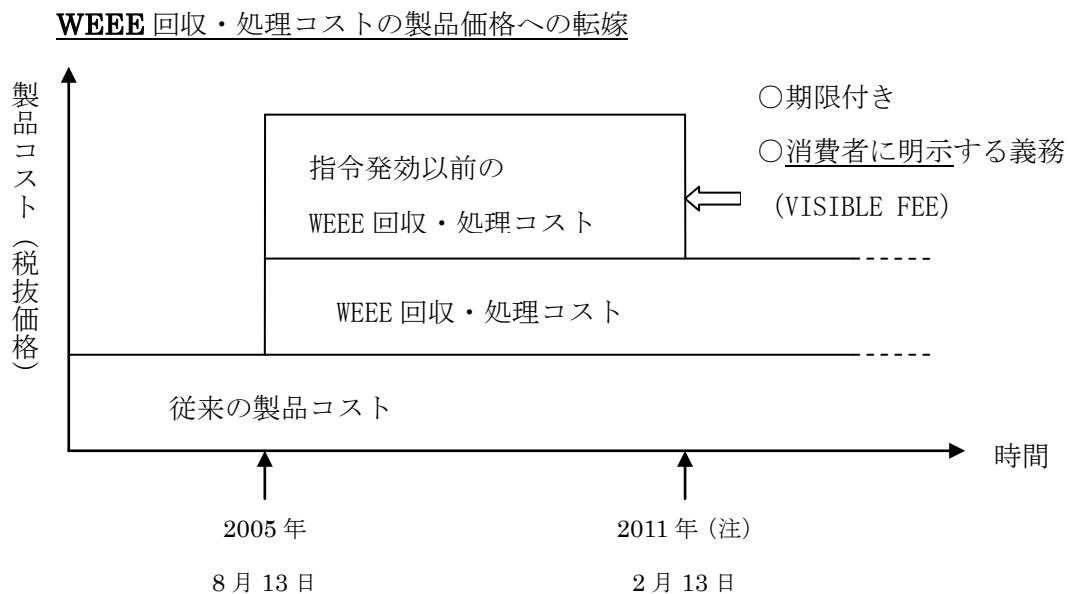
⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

WEEE 回収・処理費用は製造者が負担するため、消費者による直接的な費用負担はない。但し、製造者はこの費用を新製品販売時の価格に含めることができ、消費者に対してそれを明示する必要はない。

他方、指令発効から 8 年間（2011 年 2 月 13 日まで、但しカテゴリー 1 に該当する機器は 2013 年 2 月 13 日まで）の移行期間においては、製造者は 2005 年 8 月 12 日までに上市した WEEE の回収・処理費用を製品価格（税抜価格）の中に含めることができる。なお、その際は同費用を請求書に明示しなければならない。この“ビジブルフィー（VF）は、各業界で製品の種類・重量ごとに定められ¹³、メーカー間における相違、また販売業者による割り引き・割り増しは認められない。

¹³大型冷凍冷蔵庫 24.14 ユーロ、エアコン 7.33 ユーロ、ノートパソコンやプリンター 0.10 ユーロなど。

図表 24 WEEE 回収・処理コストの製品価格への転嫁



出所：各種資料に基づきジェトロ作成

⑥ WEEE 回収率

2008年のWEEE回収量は合計29万4,557トン（以下表参照）と、前年から9.5%増加した。

図表 25 2008年のWEEE回収量（カテゴリー、発生源別）

(単位：トン)

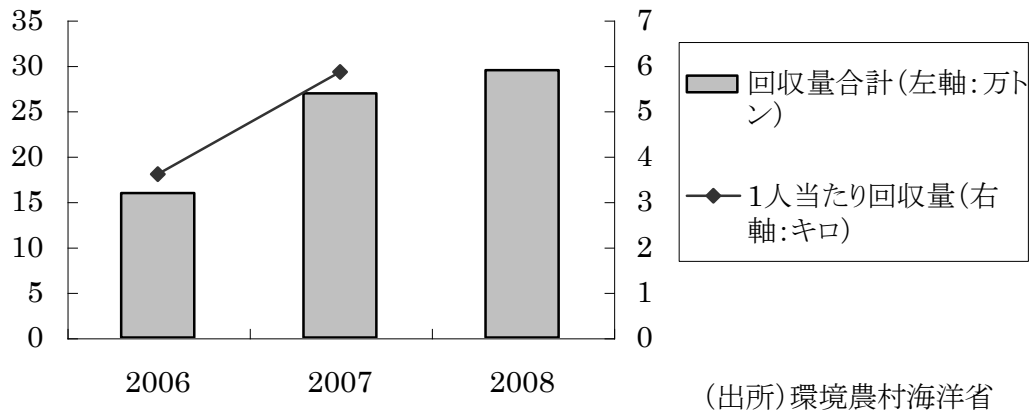
	カテゴリー	一般家庭	一般家庭以外	合計
1.	大型家電機器	251,389	15	251,404
2.	小型家電機器	3,610	2	3,612
3.	ITおよび通信機器	12,977	4,043	17,020
4.	消費者向け電子機器	15,192	61	15,253
5.	照明機器	489	1,398	1,887
6.	電動・電子工具	787	2	789
7.	玩具・レジャー・スポーツ機器	195	3,466	3,661
8.	医療機器	69	472	541
9.	監視点検機器	38	18	56
10.	自動販売機	3	331	334
		284,749	9,808	294,557

出所：環境農村海洋省資料を基にジェトロ作成

住民1人当たりの回収量は2007年で5.85 kgとなっている。なお、WEEE回収率についての統計は発表されていない。

図表 26 WEEE 回収量の推移

WEEE回収量の推移(合計、1人当たり)



⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

民間コンソーシアムの試算によると、WEEE回収にかかるメーカー負担額は回収量10万トン当たり5,000万ユーロ (ASIMELEC)、また製品によって売上高の3~8%を占める (ECOTIC) とみられる。コスト詳細、また指令改正後の負担額試算についてのデータは無し。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

WEEEへの対応は、アンダルシア州の電子機器販売大手1社を除き、全ての製造者と販売業者が民間コンソーシアムへの参加を通じて行っている。現在では9団体が全国的に展開し、回収・処理を行っており、システムへの信用も定着した。メーカーのコスト負担は少なくはないが、単独での回収・処理システム確立よりはるかに効率的との見方が一般的だ。

小売業者は、各自治州政府によるエネルギー効率の高い白物家電の買い換え補助金制度などの後押しを受けて、WEEEの無料回収を進めている。また、流通大手の中には、同制度にならって独自でテレビの買い換えへの割引キャンペーンを実施し、集客を図ると同時

に CSR 活動の一環としての WEEE 対応を顧客に対してアピールするところもある。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

国内法自体の問題ではないが、システム運用や実務において以下のような問題点が指摘されている。

現在、計 1,729 社の製造・小売企業が製造者登録済みである。しかし関連機器業界によると、照明機器、消費者向け電子機器や玩具を中心に、依然 1 万社近くが未登録のまま、不当な「ただ乗り」を行っている。さらにリサイクルの義務を怠っているにもかかわらず、”社近くが未登録のまま、不を請求書に上乘せし、不当な利益を得ている企業もあるといわれ、この被害額は年間 1,500 万ユーロにのぼるとみられる。

実務面では、スペインのユーザーが国外のメーカー・輸出企業から直接機器を購入する場合、トラブルがみられる。販売（国外メーカー・輸出企業）側ではスペインで製造者登録をしておらず、また法定代理人（輸入販社・輸入代理店など）もないため、事実上登録が不可能である。こうした場合、輸入企業（ユーザー）側が製造者登録を行うことを余儀なくされ、事務・経済コストを負担する必要がある。

今後問題となってくるとみられる点は、自治州ごとの運用の違いである。スペインの地方分権制度のもとでは、環境政策の実施権限が 17 自治州および 2 自治市の政府に委ねられているため、WEEE や RoHS も 19 通りの運用が併存しうる。基本的な指針としての WEEE 国内法は国が定めているとはいえ、各自治州が持つ裁量権も大きく、全国一律での適用が難しい。事実、バスク州やカナリア州では 2006 年前半に回収・処理システムが始動したが、バレンシア州では 2008 年後半まで始動が遅れた。

リサイクル制度が定着しつつある今後、検査や取り締まりが本格化するに伴い、特に罰則適用をめぐる自治州間での調整が必要となるとみられる。

③ 国内法対応の相談窓口情報

図表 27 国内法対応の相談窓口一覧

団体・企業名	対応言語	ウェブサイト
環境農村海洋省持続的生産消費副総局 (Ministerio de Medio Ambiente y Medio Rural y Marino, Subdirección General de Producción y Consumo Sostenible)	スペイン語	http://www.mapa.es/es/ministerio/pags/organigrama/funciones/DGCalidadEvaluacionAmbienta.htm#inicio
WEEE民間コンソーシアム（別添の一覧参照）	原則的にスペイン語	別添の一覧参照
ジャパンデスクを設置している会計弁護士事務所 KPMG、Deloitte、Ernst&Young	日本語・スペイン語・英語	www.kpmg.es www.careers.deloitte.com www.ey.com/es

出所：各種資料を基にジェトロ作成